

防災・安全ニュース

VOL. 37

危機管理課

2026年5月号

電話：65-1282

5月は、梅雨や台風の時期を迎えるため、水防月間とされています。雨による洪水などの災害は、地震と異なり一般的に徐々に悪化しますので、積極的な情報入手と早めの避難をお願いします。

では、今月号もよろしくお願いいたします。今月号のトピックスは次のとおりです。

- ・ 住民拠点SS
- ・ 青切符制度での取り締まり
- ・ 最高気温40℃以上の日の名称

住民拠点SS

「SS」は、サービスステーションの略でガソリンスタンドのことです。通常SSは、地下タンクから電動ポンプで燃料を吸い上げて給油をしますが、停電時には手動ポンプで給油することになって時間がかかります。東日本大震災や熊本地震では、給油のための車が長蛇の列になっていた映像を皆さまも見られたと思います。

このため、**自家発電設備を備え、災害等の停電時でも電動ポンプで給油ができる「住民拠点SS」**の整備が進められています。令和7年2月末時点では、全国約30,000のSSのうち14,260か所が整備され、今後も増えていく予定です。いざという時のために、**お近くの「住民拠点SS」**を、**次ページ記載のサイトで確認してみてください。**

また、大規模地震発生時は、SSへの燃料供給自体が長期間止まる可能性もありますので、**車の燃料は半分になったら満タンに、冬場の灯油は常時1缶を余分に持っておくと良い**と思います。


住民拠点SS等検索サイト（資源エネルギー庁）

→ <https://www.enecho-ss.meti.go.jp/b/enecho/>

災害時の燃料供給の拠り所（政府広報オンライン）

→ <https://www.gov-online.go.jp/article/201909/entry-9394.html#secondSection>

災害時の「満タン&灯油プラス1缶」の効果は？

車が満タンになっていれば	家庭に1缶(18ℓ)の灯油が多めにあれば
 <ul style="list-style-type: none">●パニックバイを回避できます。●車を避難場所として活用できます。	 <ul style="list-style-type: none">●暖かい空間を長時間維持できます。●ホームタンクをお使いの地区でも、1缶多めに持つことで災害時の安心度が高まります。

※ 全国石油商業組合連合会 HP

青切符制度での取り締まり

今年の4月1日から、自転車利用者へのいわゆる「青切符制度」が開始されました。4月20日には、一時不停止の違反をした男性に、高知県内では初めて青切符の交付をしたという報道もありました。この男性は、交差点進入の際、街頭指導中の警察官に「この先、一時停止」と呼びかけられたにもかかわらず、一時停止しなかったということで5,000円の反則金となったそうです。

取り締まりの対象となる行為は、なんと100種類以上ということで、1つひとつを覚えることは現実的ではありません。また、スマホの使用については、状況によって赤切符となることもあり得るようです。

そこで、取り締まりの基本的な考え方などについて、次のサイトから確認できますので参考にしてください。

自転車交通安全 取り締まりについて（警察庁 HP）

→ <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/control.html#01>

青切符が導入されます！（愛媛県警 HP）

→ <https://www.police.pref.ehime.jp/kotsukikaku/080401ko.pdf>

最高気温 40℃以上の日の名称

昨年 10 月に本拙文でも取り上げましたテーマですが、「酷暑日」に決定したと、4 月 17 日に気象庁から発表されました。

これまでの気温別の名称に変更はなく、25℃以上が「夏日」、30℃以上が「真夏日」、35℃以上が「猛暑日」です。

気温上昇で懸念されるのは熱中症で、気温が 30℃（真夏日）を超えると危険性が大幅に上昇するとされています。そして、酷暑日の気温はそれを遥かに超える災害級ですので、発表された際には厳重な警戒と対策の実践をお願いいたします。また、環境省などから発表のある熱中症警戒アラートなどもご活用ください。

最高気温 40℃以上の日の名称を「酷暑日」に決定（気象庁 HP）

→ https://www.jma.go.jp/jma/press/2604/17a/20260417_40degree_name.pdf

熱中症予防情報サイト（環境省 HP）

→ <https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

【編集後記】

今月も防災・安全ニュースを最後までご覧いただきまして、ありがとうございました。

大昔のフキハラ（不機嫌いやがらせ）の話。某プロ野球チームを熱烈応援している私の上司が居ました。その方は、前日の試合でひいきのチームが負けると翌日はご機嫌斜めで仕事の話しがしにくく、職場の空気が重かったです。

不機嫌な態度をあからさまにして周囲に気を使わせるのはフキハラで、昨年 1 2 月に警視庁の警視正が「警務部長注意」の処分を受けたという報道もありました。職場での態度が野球の結果に左右される人は今やいないと思いますが、フキハラに限らず、働きやすい職場環境の構築に注意しましょう。私は古い昭和人間なので、阪神タイガースが負けた翌日には気を付けます（笑）。 (N.O)